

由布市地域公共交通網形成計画策定支援業務仕様書

1. 業務の名称 由布市地域公共交通網形成計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の策定に係る原案等の作成と、それに必要な調査、分析、等の業務について、知識、技術、経験等を有する事業者へ委託しようとするものである。

3. 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで

4. 業務内容

(1) 由布市の概況及び公共交通の現況調査

① 概況整理

地勢、人口、移動目的地の分布状況、日常生活圏や通勤・通学流動等に関する動向の整理を行う。

② 公共交通の現況調査

既存公共交通の運行状況や利用状況の把握・整理を行う。

(2) 地域住民の公共交通に対するニーズ等の把握

地域住民を対象としたアンケート調査により、利用意向、費用負担等の市民意識を把握し、地域全体の移動需要を整理する。

また、実際のバス利用者や交通事業者へヒアリング調査を実施し、移動実態やニーズ把握を行う。

(3) 関連計画等の整理

由布市における地域公共交通に関連した国、県の計画及び由布市の計画等を整理し、公共交通の役割と機能の位置づけを明確にする。

(4) 地域公共交通の役割と課題の抽出

上記(1)、(2)、(3)から、社会情勢の変化に伴う公共交通が直面している状況を整理し、当市における公共交通の役割と課題を抽出する。

(5) 地域公共交通網形成計画（案）のとりまとめ

上記（４）より、本市における今後の公共交通のあり方や公共交通の確保維持に向け、計画の基本的な方針、目標達成のための施策・事業、達成状況の評価等について検討を行い、由布市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）での協議結果を踏まえた地域公共交通網形成計画（案）をとりまとめる。

（６）打ち合わせ協議

上記（１）から（５）の作業手順前に由布市と協議を行うほか、成果物の納入までの間に複数回由布市と協議を行う。なお、協議に係る受託者の旅費は、当該業務委託料に含むものとする。

（７）会議への出席

上記（１）から（５）の作業経過や成果品について、協議会の会議（契約期間中に４回の開催を予定）に出席し、内容の説明を行う。なお、会議の出席に係る受託者の旅費は、当該業務委託料に含むものとする。

５．成果品および納入期限

以下の成果品を平成３０年３月２０日（火）までに由布市総合政策課に納入すること。

- | | |
|-------------------|--------|
| （１）由布市地域公共交通網形成計画 | ３０部 |
| （２）業務報告書 | ３部 |
| （３）上記成果物の電子データ | ＣＤ－Ｒ一式 |

６．その他

- （１）受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- （２）本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- （３）本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め本市に帰属する。
- （４）本仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。